

(仮称) 白井市歯科口腔保健の推進に関する条例(素案)の概要

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健^{くう}の推進に関する法律(平成23年法律第95号)及び千葉県歯・口腔^{くう}の健康づくり推進条例(平成22年千葉県条例第24号)の趣旨に基づき、歯科口腔保健^{くう}の推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健^{くう}の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

【概要】

本条は、この条例の制定目的、内容を示したものです。

口腔^{くう}の健康は、市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健^{くう}の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市や歯科医師等、保健等業務従事者及び市民の責務や役割を定め、歯科疾患の予防に向けた取組等、歯科口腔保健^{くう}の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与しようとするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等により口腔の健康を保持することをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 歯科検診等 歯科に関する検診（健康診査及び健康診断を含む。）又は歯科保健指導をいう。

【概要】

本条は、本条例で使用する言葉で、意味を統一したい言葉について説明するものです。

【解説】

- ◆「歯科疾患」とは、むし歯、歯周病が代表的な歯科疾患とされているが、この他に、歯の欠損、顎関節症、不正咬合等が該当します。
- ◆「歯科保健指導」とは、むし歯等の歯科疾患にならないための予防方法を指導する行為です。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健^{くう}に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健^{くう}を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健^{くう}を推進すること。

【概要】

本条は、歯科口腔保健^{くう}を推進するための施策の基本的な考え方を示したものです。

第1号は、市民の自主的な歯科疾患の予防に向けた取組が生涯にわたって行われるよう、また、市民が歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進することとします。

第2号は、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの人の一生におけるそれぞれの時期・段階（以下「ライフステージ」という。）に応じた最適な歯科口腔保健^{くう}が実施されることで、その効果が高まることから、ライフステージの特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健^{くう}を推進することとします。

第3号は、保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策が、個別的・縦割りの対応にとどまれば、施策の効果が限定的になってしまう恐れがあることから、関連する他の施策の事業主体と連携・協力することにより、歯科口腔保健^{くう}を推進することとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国及び千葉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【概要】

本条は、市が行う歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的な責務を定めたものです。

歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な考え方を示した第3条の基本理念にのっとり、市民にとって最も身近な地方公共団体である市が歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを規定するものです。

国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法第95号）が平成23年8月10日から施行されており、同法第3条第2項には、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施することが地方公共団体の責務として規定されています。

千葉県においては、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成22年千葉県条例第24号）が平成22年4月1日から施行されており、同条例第4条には、千葉県が歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市との連携協力及び調整に努めなければならないことが規定されています。

これらのことを踏まえ、白井市として国及び千葉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野と連携し、総合的かつ計画的に実施することとします。

(歯科医師等の責務)

第 5 条 歯科医師等は、市が実施する歯科口腔保健^{くう}の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、市民の歯科口腔保健^{くう}の推進に関わる保健分野及び医療分野のいずれにおいても、歯科医師等の果たす役割が特に重要であることから、歯科医師等について、市が実施する歯科口腔保健^{くう}の推進に関する施策への協力を責務として定めたものです。

(保健等業務従事者の役割)

第6条 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者であって、歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、それぞれの業務において、市が実施する歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者で歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する業務を行うものが、市が実施する歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する施策への協力を役割として定めたものです。

(市民の役割)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する知識と理解を深め、生涯にわたり日常生活において歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。

【概要】

本条は、市民が自ら歯科口腔保健の推進に関する正しい知識と理解を深めていただくとともに、生涯にわたり日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療するため、定期的に歯科検診等を受けることを、市民の役割として定めたものです。

(施策の実施)

第8条 市は、市民の歯科口腔保健^{くう}を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健^{くう}の推進に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に必要な施策
- (2) 定期的な歯科検診等の受診を促進することに関し必要な施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期の特性に応じた歯科疾患の予防に向けた取組に必要な施策
- (4) 乳幼児期及び学齢期における健全な口腔機能^{くう}の獲得並びに成人期及び高齢期における健全な口腔機能^{くう}の維持向上に向けた取組に必要な施策
- (5) 障害を有する者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健^{くう}の推進に必要な施策
- (6) 歯科口腔保健^{くう}の推進に関する調査及び研究に必要な施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健^{くう}の推進を図るために必要な施策

【概要】

本条は、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた歯科疾患の予防及び口腔機能^{くう}の獲得等により、全ての市民が健康で質の高い生活を営むことができるよう、市民の歯科口腔保健^{くう}に関する自主的な取組を支援するための市の施策について定めたものです。

第1号は、歯科口腔保健^{くう}の推進に関する法律(以下「法」という。)第7条を受け、歯科口腔保健^{くう}に関する知識等の普及啓発を推進することを定めたものです。

第2号は、法第8条を受け、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けるために、市民自らが定期的に歯科検診を受診し、必要に応じて保健指導を受けることを勧奨することを定めたものです。

第3号、第4号は、法第2条、第10条及び第12条を受け、ライフステージごとの特性等を踏まえた歯科口腔保健^{くう}に関する施策を推進

することを定めたものです。

第5号は、法第9条を受け、障害を有する者、介護を必要とする高齢者等自ら歯科検診や歯科医療を受けることが困難な者についても、適切な歯科口腔保健^{くわう}の推進に必要な施策の実施に努めることを定めたものです。

第6号は、法第11条を受け、歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する調査及び研究に必要な施策の実施に努めることを定めたものです。

第7号は、本条第1号から第6号までに例示した基本的施策以外に必要な施策を行う場合を想定し、定めたものです。

(計画の策定)

第9条 市は、前条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するものとする。

【概要】

本条は、市が歯科口腔^{くわう}保健を推進するため、「歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する計画」を策定し、市民の生涯にわたる歯科口腔^{くわう}保健の推進の着実な実現に向けて、長期的展望に立ち、総合的かつ計画的に取り組むことを定めたものです。